6. 各種届出について

次のような場合には、町役場都市建設部下水道課へお問い合わせください。

●使用人員変更届

使用人員の変更が生じたときは、使用人員変更届を提出すると使用料の変更が毎月できます。

住民票の異動(転出・転居等)を行っていない場合で、下記事項の(1)から(3)のいずれかに該当する方については使用料が減額になる場合があります。また、世帯人員が変更(転出・転入・出生・死亡等による)した場合は、使用人員の届出をお願いします。

- (1) 長期にわたり病気入院中、または施設等に入所中の方
- (2) 長期にわたり何らかの理由により自宅に居住していない方
- (3) 学生または単身赴任等で自宅に居住していない方 ※申請については、証明できる書類の写し等が必要になります。

●施設の使用開始等届

- (1) 使用を休止・廃止・再開・開始する場合
- (2) 使用者が変更になる場合

●受益者変更届

(1) 受益者を変更するとき

7. 維持管理組合への委託について

供用開始になると、地元で組織した維持管理組合と町で委託契約を結び、簡易な 日常管理業務を行っていただきます。

管理組合の日常管理については、処理施設の適切な維持管理として処理施設内の 清掃・草刈り、中継ポンプ施設の異常時の通報等、宅内排水設備点検、使用料の収 納事務(補助)、水洗化の普及促進などの活動となります。